

GOALS beyond **COVID-19**

新型コロナウイルス対策JFAサッカーファミリー支援事業

第1次 サッカーファミリー財政支援事業（融資型） 申請の手引き

2020年5月14日_version3

JFAサッカーファミリー支援対策本部

Japan Football Association

JFA



制度概要

目的	本財政支援事業は、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え、その収束後、これまでどおり、だれもが、いつでも、どこでもサッカーを楽しむことができる環境を維持することを目的とする
対象	サッカー・フットサル・ビーチサッカーのクラブ（チーム）、もしくはスクール事業者 （以下、「クラブ等」という）
	※クラブ等は、法人格の有無を問わない ※クラブ（チーム）の場合、JFA登録の有無を問わない ※但し、Jリーグ加盟クラブ（J1、J2、J3）、JFL加盟クラブ、なでしこリーグ加盟クラブ（1部、2部のみ）、Fリーグ加盟クラブ（ディヴィジョン1・2）及びその下部組織は、リーグ・連盟を通じた支援等を別途検討するため、対象外とする。
方法	第1次財政支援は、申請するクラブ等に対し、JFAが必要な資金を融資する ※JFAが集める寄附金額等に応じて、JFAはその返済を一部免除することを可能にする
申請期間	2020年5月14日～6月末まで申請受付
返済期限	最長10年（初回返済は2023年度まで延長可能／返済完了は最大2032年度まで）
利息	無利息
担保	無担保

申請条件

申請にあたっては、以下の申請条件 1・2・3・4 の全てを満たすこと

□申請条件 1：クラブ等の活動実績

2019年のチーム活動、もしくはスクール（サッカー教室等）活動の実績があること

□申請条件 2：クラブ等の規模

アイウエのどれかに該当すること

ア) 「有給コーチ（専任）」が少なくとも**1名以上**いるクラブ等

イ) 「アルバイトコーチ」が**5名以上**いるクラブ等

ウ) クラブ等で自己占有している「**ホームグラウンド**」を有するクラブ等

エ) 毎月の「借入金返済額等」が**100万円**を超えるクラブ等

※上記アイウエの用語の定義は6頁を参照のこと。

□申請条件 3：収入減少

4月（若しくは5月）の月次の収入が対前年度同月比で半分以上減少していること

□申請条件 4：クラブ等の環境維持

クラブ等は指導者の雇用など、環境の維持に最大限努めること

対象の公表

JFA.jp上で融資先を公表

融資限度額

融資限度額は、クラブ等の規模に応じて30万円から500万円とし、融資限度額の算出は、下記のとおりとする

【融資限度額の算出方法】

□クラブ等（申請者）が**法人格を有する**場合

下記ABCDEFの合計額、または総額**500万**のいずれか小さい額

□クラブ等（申請者）に法人格がなく、**任意団体**の場合

下記ABCDEFの合計額、または総額**200万**のいずれか小さい額

（融資限度額の算出方法）

(A) 有給コーチ（専 任）数	(B) 有給コーチ （アルバイト）数	(C) コーチ非兼任の専 任有給スタッフ数	(D) ホームグラウンド 数	(E) クラブハウス 事務所	(F) 借入金 返済額等
人数 ×30万円	人数 ×6万円	人数 ×30万円	サッカーピッチ面数 ×100万円 フットサルピッチ又はビーチフッ カーピッチ面数×60万円	一律 20万円	1ヶ月分の借入金返済 額等の額（ただし上限 100万円）

※上記ABCDEFの定義は次頁を参照のこと

対象経費

本融資による貸付金の用途は、コーチの給料、クラブハウス家賃・水光熱費、グラウンド土地代等、団体およびクラブ等の存続を目的とした用途に限る

その他

法人格を有する登録チーム以外が申請者（契約者）の場合は、連帯保証人を必要とする融資後、JFAはクラブ等の活動報告・収支報告等の提出を求めます（活動のモニタリング）

用語の定義

(A) 有給コーチ（専任）

当該のクラブ等に所属し、クラブ等からの収入を主たる収入源にしているサッカー・フットサル・ビーチサッカーのコーチ
※公認指導者資格の有無を問いません

(B) 有給コーチ（アルバイト）

当該のクラブ等への所属有無を問わず、クラブ等から定期的に月額3万円以上の賃金を支払っているサッカー・フットサル・ビーチサッカーのコーチ
※業務委託のコーチも含まれます
※公認指導者資格の有無を問いません
※当該のクラブ等の専属でなく、定期的にチームの指導に加わるゴールキーパーコーチ等も含まれます

(C) コーチ非兼任の専任有給スタッフ

上記ABのコーチを兼ねていないスタッフ等で、当該のクラブ等に所属し、クラブ等からの収入を主たる収入源にしているスタッフ等
※スタッフ等には、マネジャー、トレーナー、メディカルスタッフ等も含まれます

(D) ホームグラウンド

当該のクラブ等で年間を通じて占有的に使用できるホームグラウンドで、かつ、自己所有（土地自体の自己所有の場合）もしくは、賃借料（土地代）の発生しているもの
・サッカーピッチ：上記の条件に当てはまる68m×50m以上のもの
・フットサルピッチ：上記の条件に当てはまる原則25m×16m以上、68m×50m以下のもの
※フットサルピッチにはビーチサッカー場を含む
※クラブ等の活動（スクールを含む）で、他団体が所有するグラウンドを一定の時間帯だけ帯借りしているものは対象外

(E) クラブハウス・事務所

当該のクラブ等で占有的に使用しているクラブハウス・事務所で、かつ、自己所有もしくは、賃借料の発生しているもの

(F) 毎月の借入金返済額等

当該のクラブ等が返済している借入金、その他、クラブ等が支払う設備等のリース代
但し、以下の内容は除く。
－ 人件費、グラウンド賃借料、グラウンド維持費、クラブハウス・事務所家賃、水光熱費

申請方法・審査・契約と振込の流れ

申請方法

原則的に、全てWEB申請となります。

下記サイトにアクセスして、フォームより、次頁の申請内容・添付に必要なファイルを送信して下さい。

申請期間は、2020年5月14日より、6月末日までとします。

WEBフォームでの申請後、申請者様のE-mailアドレスに、申請受理の一次メールが届きます。

なお、フォーム入力は一次保存ができないため、必要な情報はお手元にご準備ください。

□サッカーファミリー相談窓口URL（申請フォーム入り口）

<https://www.jfa.jp/ffsupport/>

**第1次サッカーファミリー財政支援事業 申請
フォーム**

<入力にあたってのお願い>

- ・本フォームは審査・支援可否を判断する際の基礎情報となります。何う内容は詳細かつ多岐であり、入力には少々お時間を頂きますがご了承下さい。質問項目の全量はこちらをご参照下さい。（※リンクを挿入）入力画面は全7ページとなります。
- ・フォーム入力時の一時保存が出来ませんので、記載内容を別途文書に保存する、入力前に質問項目の全量を確認し必要書類等を手元に置きながら作業する等のご対応をお願い致します。
- ・申請には下記書類の提出が必要です。予めご用意下さい。
 - クラブ/チームの2019年度決算書類
 - 申請者ご本人様の確認書類の写し（免許証・保険証・パスポートのいずれか）
- ・融資の申請内容によって下記書類の提出もお願いしております。
 - クラブ/チームの有給コーチ、有給スタッフ・マネージャーの一覧
 - 借入金証明書類
- ・本フォームの内容は原則として申請後の修正が出来ません。十分に内容をご確認の上、送信頂きますようよろしくお願い致します。
- ・1クラブ（チーム）につき申請は一度までとなります。複数種別に登録している場合はいずれか1つの情報を入力して下さい。
- ・本支援策は5/14のJFA理事会をもって正式決定となります。5/14以前も申請は受け付けておりますが、あくまでも暫定的なものとなる旨ご了承下さい。

クラブ（チーム）名 *

申請に必要な情報

申請に必要な情報は以下のとおりです。事前に確認の上、必要事項を用意して申請ください。

クラブ基礎情報

クラブ（チーム）・スクール名
JFA登録の有無（登録チーム／未登録チーム／スクールのみ）
JFA登録番号
JFA登録種別・対象種別（スクールの場合は対象の年代を選択）
クラブ等設立年度
クラブ等所在地
主に参加しているリーグ
クラブ等紹介ページのURL（ホームページ・SNS等）

法人・法人者情報

法人格の有無・種類
法人名・団体名
代表者名
代表者名カナ
郵便番号+住所
電話番号
メールアドレス

申請手続き者情報

申請手続き者名
申請手続き者名カナ
申請手続き者の役職等
電話番号
メールアドレス

クラブ等規模

会員数（全体）
内、JFA登録者 ※任意
内、JFA未登録者 ※任意
内、その他スクール生 ※任意
有給コーチ数（専任）
有給コーチ数（アルバイト）
有給スタッフ数
クラブハウス・事務所
グラウンド数（サッカー）
グラウンド数（フットサル）
毎月の借入金返済額等

クラブ等経済状況

2019年度収入合計
内、2019年度会費収入
2019年度支出合計
内、2019年度人件費
内、2019年度賃料
直近（2020年度4月または5月）の現金収入見込み（キャッシュ・イン）
直近（2020年度4月または5月）の現金支出見込み（キャッシュ・アウト）
収入の減少状況（4月または5月の月次収入が対前年度同月比で50%以上減少している）
クラブ等環境の維持（指導者の雇用などクラブ等の環境維持に最大限努めている）

融資申請

融資申請額
融資申請額（ABCDEFの算出根拠の内訳）
申請理由
振込指定金融機関名
振込指定金融機関コード
振込指定金融機関支店名
振込指定金融機関支店コード
預金種別
口座番号
口座名義人
融資実行希望日※任意
予定返済方法
予定返済開始時期
予定返済期間

添付（書式問わず）

提出書類① 2019年度決算書類
提出書類② 申請者本人確認書類（免許証、パスポート、保険証の写し）
提出書類③ 有給コーチ、有給スタッフ一覧 ※条件必須
提出書類④ 借入金証明書類 ※条件必須
提出書類⑤ 団体の定款または規約（任意団体の場合） ※条件必須

なお、添付ファイルは、1ファイル 5MBまで、全体で10 MBまでとなります。

審査

申請頂いた内容を、JFAで審査を致します。
審査期間には、1週間～2週間を要する場合があります。

- ※事前審査の上、毎週金曜日に開催予定の審査委員会で最終審査が行われます。
- ※申請件数が多い場合は、上記以上の審査期間を要する場合があります。
- ※申請者が未登録チームやスクール事業者の場合、通常より多くの審査期間を要する場合があります。

□審査の観点

審査の観点は、主に以下の3項となります。

- 1) クラブ等の実績（実在性等）の確認
- 2) クラブ等の規模の確認
- 3) 申請内容に誤りがないか

- ※上記3つの観点の審査プロセスにおいて、都道府県サッカー協会に審査の協力を仰ぎます。
- ※申請者様本人ほか、Kickoffに登録するクラブ（チーム）担当者等に、JFAから電話をさせていただく場合があります。

契約と振込

審査委員会での審査の結果を申請者様のE-mailアドレスに通知致します。
審査が通った場合は、そのまま電子契約を致します。
電子契約の詳細は、審査の結果の通知と合わせて行います。

契約は、電子契約の仕組みによる電子サインを行います。
JFA及び申請者様の両者のサインが確認された後、JFAで振込み手続きに入ります。

契約・振込までには、1週間ほどの時間を要する場合があります。

ご返済

ご返済は、毎月の口座振替（自動引き落とし）を予定しています。

ご返済は、最も遅くて2023年4月までに開始し、開始時期は申請者が選択できます。

（3年間は返済免除）

返済期限は最大10年間とします（3年、5年、10年の選択性／最長2033年3月末まで）

毎月の返済額は、「融資総額」÷「指定の返済年数」÷「12ヶ月」の額とします。

（千円単位の端数は最終年度に）

※その他、返済方法の詳細は、契約時（もしくは契約後）にJFAが定める方法によります。

FAQ よくある質問と回答

■ 財政支援制度全般について

担保は必要ですか？	ご用意頂く必要はありません
利息はかかりますか？	返済終了まで、無利息での融資となります
いつまで申請が可能ですか？	6月末まで申請を受け付ける予定です
融資を受けた資金の用途に制限はありますか？	コーチの給与などの人件費、クラブハウスの維持費やグラウンド等の不動産の土地代、賃借料への支払い等、クラブがサッカー環境を維持するために必要となる固定費を融資の対象としています。融資後、支払いを証明する書類の提出は求めませんが、別途クラブの活動状況などについて定期的なモニタリングを実施する予定です。詳細は決定次第ご案内いたします。
融資を受けると公表されるのですか？	JFAの公式ホームページにて、融資対象となったクラブ名と所在都道府県を公表いたします

■ 申請可能な対象について

個人で融資を受けられますか？

個人では申請できません。クラブ（チーム）等の団体が対象となります。クラブへの財政支援は、雇用維持のためのコーチの人件費などの支払いを対象と想定しており、クラブを通して個人を支援するという考え方を持っています。所属のクラブを通して申請をご検討ください。

なぜクラブ等が対象なのか？

新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止し、財政的な理由によりクラブ等の存続が困難なケースがあり、そのことがサッカーを楽しむ環境を維持するという観点において喫緊の課題です。まず今回の緊急融資ではクラブ等を存続してもらうための支援を行うということを最優先に考えております。クラブ等への支援を通じてそこに所属する指導者やスタッフの雇用を守ることがサッカーに関わる個人への支援にもつながると考えております。

任意団体ですが申請できますか？

申請可能です。ただし、融資額の上限が200万円となり、連帯保証人が必要となります。

同一法人内で種別毎にチームが別れているのですが複数申請できますか？

できません。複数種別で登録している場合でも同一の運営団体からの申請は1回のみとなります。

■ 融資額について

融資の上限額はどのように決まりますか？

限度額は、クラブ等の規模に応じて算出されます。また、法人格の有無により上限額に違いがありますのでご注意ください。
算出される限度額の根拠については、申請の手引 p.5 を参照をください。

上限額より少ない金額で借入れすることはできますか？

限度額内であれば任意の金額で申請いただけます

算出根拠のそれぞれの定義が知りたい

申請の手引 p.6 を参照をください。

算出根拠A 有給コーチ（専任）は複数チーム掛け持ちの方でもいいですか？

不可です。当該のクラブ等がそのコーチの給与の主たる受給元である必要があります。

グラウンドの利用料を支払っている場合、算出根拠D ホームグラウンドの対象になりますか？

なりません。当該のクラブ等が土地やグラウンドを所有するなどして、自己占有しているグラウンドが対象となります。

自宅の一室を事務所として使っている。算出根拠E クラブハウス・事務所 の対象になりますか？

なりません。当該のクラブ等が占有していることが条件となりますので、自宅と兼用の事務所は対象外となります。

■ 申請フォームの入力について

郵送やFAXで申請は可能ですか？

インターネットでのみ、申請を受け付けております

これから申請フォームの入力をするのですが事前に準備するものはありますか？

入力いただく情報や添付書類は申請の手引きのP9をご参照ください。

クラブが複数種別にチーム登録しているが、チーム登録番号はどの番号を入力すればいいですか？

いずれかの種別の登録番号をご記入ください。

添付書類の2019年度決算書がまだ完成しておらず提出できない

2019年度決算が正式に確定していない場合は2018年度決算書をご提出ください。

添付書類のコーチ・スタッフ・マネージャー一覧は様式の指定はありますか？

様式の指定はありません。コーチ、スタッフ、マネージャーの氏名・連絡先（電話番号またはメールアドレス）・指導者番号（コーチのみ）を確認できる一覧をご提出ください。

申請フォームの最後の送信ボタンを押してから、画面が止まってしまう読み込み中のまま進まない

添付ファイルの容量が上限を超えている可能性があります。ブラウザの戻るボタンで一度戻っていただき、容量の大きいファイルを添付書類から削除してください。削除した書類については、自由記述欄にその旨を記載ください。

■ 審査について

どのように審査されますか？

審査の観点は、主に以下の3項となります。

- 1) クラブ等の実在性の確認
- 2) クラブ等の規模の確認
- 3) 申請内容に誤りがないか

※上記3つの観点の審査プロセスにおいて、都道府県サッカー協会等が審査に協力します。

※申請者様本人ほか、KICKOFFに登録するクラブ（チーム）担当者等に、JFAから電話で確認させていただく場合もあります。

審査の結果はいつ分かりますか？

申請いただいた内容にもよりますが、概ね1週間～2週間以内に審査を行い、毎週金曜日に実施する審査委員会にて融資の可否を決定します。その翌週前半には審査結果をメールにて通知する予定です。但し、申請団体が未登録チームやスクール事業者の場合、通常より審査期間が多くかかる場合があります。

■ 申請後の手続きについて

申請したが反映されているか？

申請が完了すると、フォームに入力いただいた法人・団体メールアドレス宛に確認メールが自動配信されます。メールが確認できている場合は申請が完了しています。審査結果のご連絡をお待ちください。

申請した内容に誤りがあったので
申請し直したい

審査中であれば内容の変更を承ることが可能です。変更のお問い合わせについては専用の窓口へお問い合わせください。
問合せ先は申請完了時に自動配信されているメールをご確認ください。

規程

第1次サッカーファミリー財政支援事業（融資型）規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の定款第4条第1項第7号に定める「その他この法人の目的を達成するために必要な事業のうち、「災害復興支援事業」として行う「第1次サッカーファミリー財政支援事業（融資型）」（以下「本支援事業」という）について定める。

（本支援事業の趣旨）

第2条 本支援事業は、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えて、その収束後、これまでどおり、誰でも、どこでもサッカーを楽しむことができる環境を維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、サッカー活動の継続が困難な状況に陥っている組織に対して、その財政支援を行う目的で、本協会が融資（以下「本融資」という）を行うものである。

（本融資の対象）

第3条 本融資の対象者は、組織を通じて個人を守るという観点から、最も重要なサッカーファミリーの一つであるサッカー、フットサル、ビーチサッカーのクラブ及びスクール事業者（以下「クラブ等」という）を営業者の法人及び任意団体とする。なお、法人格の有無は問わないが、リーグ加盟クラブ（J1、J2、J3）、JFL加盟クラブ、なでこリーグ加盟クラブ（1部、2部のみ）、Fリーグ加盟クラブ（ディヴィジョン1・2）及びその下部組織は対象外とする。

2. 本融資による貸付金の使途は、コーチの給料、クラブハウス家賃・水光熱費、グラウンド土地代等、団体およびクラブ等の存続を目的とした使途に限ることとする。

（本融資の条件）

第4条 本融資を受けるためには、申請団体は、以下の各号の全部を満たさなければならない。

（1）活動実績

2019年のクラブ活動（リーグ戦等に参加）、若しくは、スクール活動の実績があること

（2）規模

次のいずれかに該当すること

- ①有給コーチ（専任）が少なくとも1名以上いること
- ②有給コーチ（アルバイト）が5名以上いること
- ③ホームグラウンドを有すること
- ④借入金返済額等が毎月100万円を超えること

（3）収入減少

2020年4月度又は5月度のいずれかの月次の収入が、対前年度同月比で、50%以上減少していること

（4）環境の維持

申請団体は指導者の雇用などのクラブ等の環境維持に最大限努めること

2. 前項及び第6条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）有給コーチ（専任）

申請団体が経営するクラブ等に所属し、当該クラブ等からの収入を主たる収入源としているサッカー、フットサル又はビーチサッカーのコーチ（公認指導者資格の有無を問わない）をいう。

（2）有給コーチ（アルバイト）

申請団体が経営するクラブ等への所属を問わず、当該クラブ等から定期的月額3万円以上の収入を得ているサッカー、フットサル又はビーチサッカーのコーチ（公認指導者資格の有無を問わない）をいう。但し、有給コーチ（専任）を除く。

（3）コーチ非兼任の専任有給スタッフ

前二号のコーチを兼ねていないスタッフ（マネージャー、トレーナー及びメディカルスタッフ等を含む）で、申請団体が経営するクラブ等に所属し、当該クラブ等からの収入を主たる収入源としているスタッフをいう。

（4）ホームグラウンド

申請団体が経営するクラブ等が年間を通じて専有的に使用できる以下のグラウンドで、かつ、自己所有又は賃料が発生しているものをいう。

- ①サッカーピッチ
6.8メートル×50メートル以上のもの
- ②フットサルピッチ又はビーチサッカーピッチ
25メートル×16メートル以上、6.8メートル×50メートル以下のもの

（5）クラブハウス・事務所

申請団体が経営するクラブ等が専有的に使用しているクラブハウス・事務所、かつ、自己所有又は賃料が発生しているものをいう。

（6）借入金返済額等

申請団体が経営するクラブ等が返済すべき借入金その他設備等のリース代をいい、人件費、グラウンド賃料・維持費、クラブハウス・事務所の賃料・水道光熱費等を除いたものをいう。

（本融資の原資）

第5条 本融資の原資は、理事会の承認により決定するものとする。

（融資限度額）

第6条 本融資の限度額は、以下のAからFの合計額又は総額500万円（任意団体の場合は200万円）のいずれか小さい額とする。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
有給コーチ（専任）数	有給コーチ（アルバイト）数	コーチ非兼任の専任有給スタッフ数	ホームグラウンド数	クラブハウス・事務所	借入金返済額等
人数 ×30万円	人数 ×6万円	人数 ×30万円	サッカーピッチ面数 ×100万円 フットサルピッチ又はビーチサッカーピッチ面数×60万円	一律 20万円	1ヶ月分の借入金返済額等の額（ただし上限100万円）

（弁済方法）

第7条 本融資における返済期間は、融資実行日から3年、5年、10年のいずれかとする。なお、本協会は一定期間の返済据置きを認めることができる。

2. 前項以外弁済に関する事項は、本協会が定める。

（本融資の申請）

第8条 本協会は、2020年5月14日から同年6月30日までの期間に限り、本融資の申請を受け付ける。但し、第5条に定める原資を消費する見込みとなつたときその他予期しない事情が生じた場合には、本協会は当該期間中であっても本融資の申請受付を終了できるものとする。

2. 本融資を希望する法人及び任意団体は、本支援事業の目的を十分に理解のうえ、前項の期間中に以下の資料を提出し、本協会に本融資の審査を申し込む。

- ①必要事項の全部について虚偽なく適切に記入された本協会所定の融資申込書
- ②2019年度の決算書類（様式は問わない）
- ③申請者の運転免許証・健康保険証・パスポートの写しのうちいずれか一つ
- ④借入金証明書類
- ⑤（任意団体の場合）定款又は規約
- ⑥その他審査にあたり必要な資料等

（担保・利息の設定）

第9条 本融資の実行にあたって、人的・物的担保の提供は不要とする。但し、申請団体が任意団体である場合、当該団体の代表者を連帯保証人とする。

2. 本融資は、無利息とする。

3. 前二項の定めにかかわらず、本協会は、特段の必要がある場合には、人的・物的担保の提供及び利息の支払を求めることができる。

（審査委員会）

第10条 本協会は、本融資の実行を決定するための機関として、本協会の会長を委員長とする外部有識者を含めた審査委員会を設置する。なお、審査委員会の委員は本協会理事会において選任するものとする。

（融資の審査と決定）

第11条 申請団体への本融資実行の可否、融資額、返済期間その他必要な本融資に関する条件は、申請団体から提出された融資申込書その他の資料、都道府県サッ

カー協会の各種委員会やトレンコチ等の関係者へのヒアリング内容等をふまえた審査委員会による審査によって決定する。なお、審査及び決定内容の詳細は非公開とする。

2. 本融資の申請団体は、前項の決定に対して異議を申し立てることはできない。

（金銭消費貸借契約の締結）

第12条 本協会は、本融資の実行が認められた者との間で本協会所定の金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という）を締結する。当該契約の締結をもって本融資の実行が確定するものとする。

（融資先の公表）

第13条 本協会は、本融資を実行した者及びそのクラブ等の名称等を公表することができる。但し、融資金額は公表しないものとする。

（返還免除）

第14条 本協会は、寄付金等により原資が追加で確保できた場合には、本融資を実行した者に対して、融資金額の全部又は一部を免除することができる。

（融資実行後のクラブ等による報告）

第15条 本協会は、半期若しくは四半期毎又は必要に応じてその都度、本融資を実行した者に対して財務諸表、クラブ等の活動報告書等の資料の提出を求め、財務及び活動の状況を確認するものとする。本協会は、当該確認を本融資の弁済が完了するまで継続的に行うものとする。

（懲罰）

第16条 本融資の実行を受けた者による本規程の違反は、当該者のクラブ等に対する本協会の懲罰規程に基づく懲罰の対象となる。

（改正）

第17条 本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

（施行）

第18条 本規程は、2020年5月14日から施行する。

本件に関するお問合せ先

**公益財団法人日本サッカー協会
JFAサッカーファミリー支援対策本部**

<http://www.jfa.jp/ffsupport/>

TEL : 050-2018-1999
(受付時間 : 平日 10:00~17:30)